

## 議案第49号

学校における働き方改革基本方針の改定及び業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

(学校管理課)

# 学校における働き方改革基本方針

令和8年4月1日～令和11年3月31日



令和8年4月  
川越市教育委員会

## 目次

教育長メッセージ「学校における働き方改革の更なる推進に向けて」-----	1
川越市「学校における働き方改革基本方針」(令和8年4月1日～令和11年3月31日)の概要-----	2
第1「学校における働き方改革基本方針」改定の趣旨 -----	3
1 県の動向及び川越市の取組-----	3
2 時間外在校等時間について-----	4
3 教員の勤務実態の現状-----	6
第2 総論 -----	12
1 目的 -----	12
2 川越市の目指す教職員の働き方 -----	13
3 目標 -----	13
4 目標達成のための具体的な指標-----	14
5 目標達成に向けた四つの視点-----	15
6 フォローアップ -----	16
第3 目標達成に向けた具体的取組 -----	17

※本市「学校における働き方改革基本方針」に記載している「教員」、「教職員」について  
「教員」…教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭（調査等は、校長も含む）  
「教職員」…校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、学校栄養職員、県費事務職員

## 教育長メッセージ「学校における働き方改革の更なる推進に向けて」

川越市教育委員会では、働き方改革の更なる推進に向けて「学校における働き方改革基本方針」を改定しました。これまでも、各学校の工夫改善、保護者、地域、学校関係者のご協力のもと、学校における働き方改革推進に向け、様々な取組を実施していただきました。その姿勢に感謝申し上げます。

未来を担う子供たちは財産で、その子供たちを育てる教職員もまた財産です。

私たちが目指すのは、「子供たちのために力を尽くす教職員が、やりがいを感じながら、安心して働ける職場」の実現です。教職員一人ひとりが専門性を発揮し、協働しながら教育活動を進めていくためには、更なる持続可能な働き方への転換が必要です。

改革の成功には、市と学校が一体となって取り組むことが不可欠です。教職員、保護者、地域の皆様と手を取り合いながら、すべての子供たちがよりよい教育を受けられるよう、そして教職員が誇りをもって働けるよう、環境を整えてまいります。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和8年4月1日

川越市教育委員会教育長

## 川越市「学校における働き方改革基本方針」(令和8年4月1日～令和11年3月31日)の概要

### 1 目的

働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育を実現する

### 2 川越市の目指す教職員の働き方

一人ひとりが働きやすく、「働きがい」のある職場を目指して

～「効果的・効率的な業務」「多様なワークライフスタイル」「未来の自分への投資時間の確保」の実現～

### 3 目標

【時間外在校等時間】月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和10年度末までに **100%**に!!!

【ウェルビーイング】「働きやすい」「働きがいがある」職場環境の確立（年次休暇取得率、働き方に関する肯定的意識70%以上）

### 4 目標達成に向けた四つの視点

- (1)教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現
- (2)教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立
- (3)教職員の健康を意識した働き方の推進
- (4)保護者や地域の理解と連携の促進

### 5 フォローアップ

- (1)「在校時間記録システム」等による客観的な在校等時間の把握
- (2)「負担軽減検討委員会」等での学校職員からの意見聴取
- (3)教育委員会事務局で構成する「負担軽減検討委員会」での取組状況の評価・改善



## 第1「学校における働き方改革基本方針」改定の趣旨

---

### 1 県の動向及び川越市の取組

埼玉県教育委員会では、令和元年9月に「学校における働き方改革基本方針」を策定し、令和3年度末までに教員の時間外在校等時間を原則、月45時間以内、年360時間以内とする目標を設定し、教職員の多忙化解消・負担軽減に向けた取組を開始した。しかしながら、令和3年度末においても目標達成に至っていなかったことから、令和4年4月に「学校における働き方改革基本方針」を改定(以下「前基本方針」という。)し、令和4年度から3年間の方針として働き方改革を推進してきた。令和7年度には、国の動向を踏まえ、再度改定を行い、令和7年4月から3年間の方針として「学校における働き方改革基本方針」(以下「基本方針」という。)を策定した。

川越市教育委員会では、県教育委員会がまとめた平成24年3月「学校における負担軽減検討委員会報告書」を参考にし、文書作成や調査回答事務の効率化、会議・研修会等の精選等に取り組んできた。また、平成24年度から「学校における負担軽減に関する会議」を実施、平成27年度から「ふれあいデー」、平成29年度から「サマーリフレッシュウィーク」の設定、平成30年1月には「在校時間記録システム」を導入、令和元年度からは「ノー部活デー」の設定、令和2年度からは「統合型校務支援システム」を導入、令和4年度4月から「スクール・サポート・スタッフ」を配置、9月からは「勤務時間外の電話対応時刻の設定」等により効果的な教職員の負担軽減に取り組んできた。

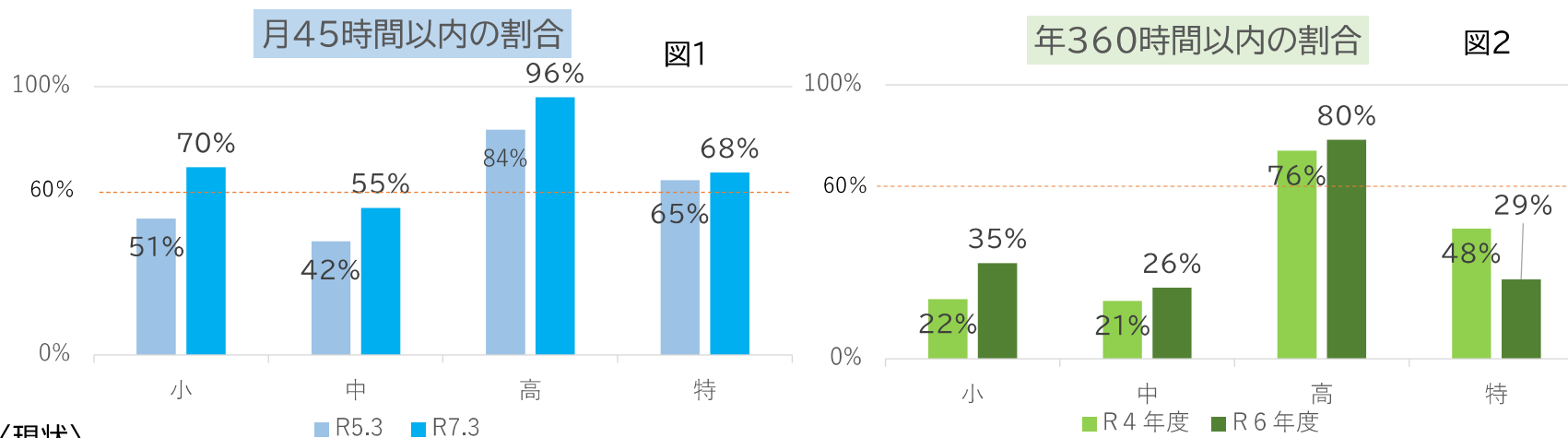
今後も教員が子供たちへのよりよい教育を実現できるよう、川越市教育委員会では、県「基本方針」と歩調を合わせ、川越市「基本方針」を策定し、更には、「川越市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」を作成することで、働き方改革を進め、教育の質の維持向上に取り組んでいく。

# 第1「学校における働き方改革基本方針」改定の趣旨

## 2 時間外在校等時間について

### (1) 時間外在校等時間の割合の推移

川越市前基本方針の目標  
【時間外在校等時間】月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和6年度末までに60%以上に



#### 〈現状〉

- ・時間外在校等時間 月45時間以内の教員数の割合は増加しているが、中学校においては目標達成に至っていない(図1)。
- ・時間外在校等時間 年360時間以内の教員数の割合は、目標達成に至っているのは高校のみである(図2)。

#### 〈課題〉

- ・目標達成には、教員一人当たりの更なる業務量の削減が必要であり、また業務の効率化が必要である。
- ・教育の質の維持向上を図りつつ業務の総量を削減させるには、児童生徒に直接関わらない業務を更に削減しなければならない。
- ・業務の効率化を進めるためには、外部人材やICTの活用等の各取組を加速させる必要がある。

# 第1「学校における働き方改革基本方針」改定の趣旨

## 2 時間外在校等時間について

### (2) 令和7年度勤務実態調査等の結果

・対象: 県費負担教員(フルタイム勤務の者。臨時的任用教員等を含む)

表1 1日の平均時間外在校等時間(R7.6)

	校長	教頭	教諭等
小	1 : 47	2 : 15	1 : 56
中	1 : 49	2 : 17	2 : 07

※教諭等：教諭、助教諭、講師

表2 平日1日の従事内容及び時間(授業を除く上位5項目)

	1位	2位	3位	4位	5位
小	授業準備 (1:14)	その他事務 (1:08)	行事準備 (0:40)	生徒指導 (0:33)	学年学級経営 (0:22)
中	学年学級経営 (1:10)	授業準備 (1:09)	その他事務 (0:57)	生徒指導 (0:30)	部活動 (0:29)

表3 1日の持ち帰り業務内容及び平均時間(上位3項目)

	1位	2位	3位
小	授業準備 (0:22)	行事準備 (0:04)	学年学級経営 (0:03)
中	授業準備 (0:13)	学年学級経営 (0:04)	研修準備 (0:02)

#### 〈現状〉

- ・両校種とも「教頭」の時間外在校等時間が最も長い。
- ・平日1日の従事内容については、子供と直接関わらない業務である「その他事務」が、両校種とも上位に含まれている。
- ・1日の持ち帰り業務については、両校種とも「授業準備」の従事時間が最も長い。

#### 〈課題〉

- ・時間外在校等時間が長い「教頭」を支援していく必要がある。
- ・「その他事務」の業務量の削減及び業務の効率化により従事時間を縮減する必要がある。
- ・勤務時間内で授業準備を終えられるよう改善を図る必要がある。

## 第1「学校における働き方改革基本方針」改定の趣旨

### 3 教員の勤務実態の現状

#### (1) 教員の意識調査結果の推移

・対象：県費負担教員(フルタイム勤務の者。臨時的任用教員等を含む。)  
市立川越高等学校においては、市教育職員(フルタイム勤務の者。臨時的任用の者も含む。)

##### ① 教員が本来担うべき業務の時間の確保

質問項目	対象	年度	できている どちらかというとできている	できていない どちらかというとできていない
子どもと向き合う時間は確保できていますか。	教諭	R4	62%	38%
		R7	67% ↑	33%
教材研究や授業準備の時間は確保できていますか。	教諭	R4	41%	59%
		R7	44% ↑	56%

##### ② 健康を意識した働き方

質問項目	対象	年度	できている どちらかというとできている	できていない どちらかというとできていない
ふれあいデー（毎月21日）に定時退勤はできていますか。	校長、教頭、 主幹教諭、 教諭、養護教諭	R4	28%	72%
		R7	34% ↑	66%
休憩時間をとることができていますか。	校長、教頭、 主幹教諭、 教諭、養護教諭	R4	15%	85%
		R7	20% ↑	80%
目標としている退勤時刻に帰ることができていますか。	校長、教頭、 主幹教諭、 教諭、養護教諭	R4	33%	67%
		R7	42% ↑	58%

## 第1「学校における働き方改革基本方針」改定の趣旨

### 3 教員の勤務実態の現状

#### (1) 教員の意識調査結果の推移

##### ③ 負担感の減少(1)

質問項目	対象	年度	全く負担に感じていない あまり負担に感じていない	大いに負担に感じている 少し負担に感じている
採点・成績処理は、どれくらい負担に感じていますか。	教諭	R4	30%	70%
		R7	34% ↑	66%
授業準備は、どれくらい負担に感じていますか。	教諭	R4	47%	53%
		R7	48% ↑	52%
学年学級事務は、どれくらい負担に感じていますか。	教諭	R4	41%	59%
		R7	43% ↑	57%
分掌事務は、どれくらい負担に感じていますか。	教諭、養護教諭	R4	43%	57%
		R7	37% ↓	63%
生徒指導・教育相談は、どれくらい負担に感じていますか。	校長、教頭、 主幹教諭、 教諭、養護教諭	R4	41%	59%
		R7	38% ↓	62%
保護者・地域対応は、どれくらい負担に感じていますか。	校長、教頭、 主幹教諭、 教諭、養護教諭	R4	39%	61%
		R7	35% ↓	65%
学校行事は、どれくらい負担に感じていますか。	校長、教頭、 主幹教諭、 教諭、養護教諭	R4	50%	50%
		R7	45% ↓	55%
会議・打ち合わせは、どれくらい負担に感じていますか。	校長、教頭、 主幹教諭、 教諭、養護教諭	R4	40%	60%
		R7	46% ↑	54%
校内研修は、どれくらい負担に感じていますか。	校長、教頭、 主幹教諭、 教諭、養護教諭	R4	43%	57%
		R7	46% ↑	54%

## 第1「学校における働き方改革基本方針」改定の趣旨

### 3 教員の勤務実態の現状

#### (1) 教員の意識調査結果の推移

##### ③ 負担感の減少(2)

質問項目	対象		全く負担に感じていない あまり負担に感じていない	大いに負担に感じている 少し負担に感じている
消毒や感染症予防等への対応は、どれぐらい負担に感じていますか。	校長、教頭、 主幹教諭、教諭、 養護教諭	R4	48%	52%
		R7	82% ↑	18%
部活動指導（平日）は、どれぐらい負担に感じていますか。	主幹教諭、教諭 【中学校・高等学校】	R4	42%	58%
		R7	48% ↑	52%
部活動指導（休日）は、どれぐらい負担に感じていますか。	主幹教諭、教諭 【中学校・高等学校】	R4	34%	66%
		R7	44% ↑	56%
進路指導は、どれぐらい負担に感じていますか。	主幹教諭、教諭 【中学校・高等学校】	R4	58%	42%
		R7	65% ↑	35%

#### 〈現状〉

- ・「教員が本来行うべき業務時間の確保」「健康を意識した働き方」については、「負担に感じていない」の数値において上昇が見られる。
- ・業務量の削減、業務の効率化が進み、時間を意識した働き方をできるようになったと考えられる。

#### 〈課題〉

- ・「負担感の減少」について、成果を感じられていない項目がある。「校務分掌」「生徒指導・教育相談」「保護者・地域対応」「学校行事」である。
- ・負担感が強いのは、「採点・成績処理」「保護者・地域対応」「校務分掌」「生徒指導・教育相談」の順である。
- ・多様な職員の有効活用、ICTのさらなる活用によって、負担軽減を図る必要がある。

## 第1「学校における働き方改革基本方針」改定の趣旨

### 3 教員の勤務実態の現状

#### (1) 教員の意識調査結果の推移

##### ④ 働きがい等

質問項目	対象		感じている どちらかという感じている	感じていない どちらかという感じていない
現在の仕事に働きがいを感じていますか。	校長、教頭、 主幹教諭、 教諭、養護教諭	R5	85%	15%
		R7	85% →	15%

##### ⑤ どんな時に働きがいを感じているか

	教諭等	管理職
1位	・児童生徒と良好な関係が築けたとき	・職員が成長したとき
2位	・児童生徒が授業を理解していると感じたとき	・保護者・地域と良好な関係が築けたとき
3位	・行事等が成功したとき	・職員と良好な関係が築けたとき

#### 〈現状〉

- ・時間外在校等時間が長く、負担感も強いが、85%の教員が働きがいを感じている。
- ・相手の成長の実感、また、関係性が良好だと、働きがいを感じやすい。



#### 〈課題〉

- ・時間的ゆとりを生み出すことで、教職員が互いに関わり合い、相談したり、アドバイスしたりする職場環境の醸成が必要である。
- ・研修等の充実により、技術力の向上が働きがい大きく寄与するものと考えられる。

## 第1「学校における働き方改革基本方針」改定の趣旨

### 3 教員の勤務実態の現状

#### (2)部活動における実施状況調査の結果

・調査期間：令和7年6月  
・対象校：22校  
・部活動数：270部(運動系211部、文化系59部)

	(ア)平日の平均活動時間 (120分超)	(イ)休業日の平均活動時間 (180分超)	(ウ)平日の平均休養日 (1日未満)	(エ)休業日の平均休養日 (1日未満)
R4	20%	40%	12%	6%
R7	19%	27%	0%	2%

#### 【参考】「川越市立中学校の部活動の在り方に関する方針」

(ア)平日の活動時間は、長くとも2時間程度

(ウ)休養日の設定が、平日は、少なくとも1日

(イ)休日の活動時間は、長くとも3時間程度

(エ)休養日の設定が、土日は、少なくとも1日以上

#### 〈現状〉

・「川越市立中学校の部活動の在り方に関する方針」に沿って活動した部活が増えた。

#### 〈課題〉

・調査期間(6月)が、大会等の時期と重なっているため、規定の時間を超えて活動する部活がある。  
・3校以上の練習試合等があると、規定の時間を超えた活動時間となっている。

## 第1「学校における働き方改革基本方針」改定の趣旨

### 3 教員の勤務実態の現状

#### (3) 教職員の年次休暇の使用状況等調査の結果

・調査期間: (R4)令和4年1月1日～令和4年12月31日  
(R6)令和6年1月1日～令和6年12月31日

	小学校	中学校	特別支援学校	高等学校
R4	13.4日	10.2日	11.6日	13.2日
R6	15.1日	12.5日	11.4日	12.7日

#### 〈現状〉

- ・小・中学校において、年次休暇の平均使用日数が増えた。
- ・川越市前基本方針の目標である「年次休暇の10日以上取得」は達成できた。

#### 〈要因〉

- ・平日も年次休暇を取得できるように、計画年休を実施している。
- ・教職員間で、年次休暇を取得しやすい雰囲気が醸成されている。管理職が積極的に声掛けを行っている。
- ・「サマーフレッシュウィーク」の拡充や「県民の日」を閉庁日にしたことにより、年次休暇の取得がしやすい環境が整えられた。

## 第2 総論

---

### 1 目的

#### 働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育を実現する

川越市前基本方針では、「働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図る」を目的に掲げ、働き方改革を推進してきた。

働き方改革を含めた教師を取り巻く環境整備の最終的な目的について、令和6年8月の『『令和の日本型教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(答申)』では、「学校教育の質の向上を通じた、全ての子供たちへのよりよい教育の実現」であるとしている。

川越市においても、教員が心身ともに健康であり、授業やその準備を始めとした専門性に基づく教育活動に専念することで、学校教育の質の維持向上を図ることが「子供たちへのよりよい教育の実現」につながるという考え方の下で働き方改革を推進してきた。基本方針では、より分かりやすく「働き方改革の推進によって、子供たちへのよりよい教育を実現する」と目的の表現を改め、働き方改革の推進によって生み出された時間で主体的な研修や教育相談、生徒指導等を充実させることで、目的を実現させていく。

## 第2 総論

### 2 川越市の目指す教職員の働き方

一人ひとりが働きやすく、「働きがい」のある職場を目指して  
～「効果的・効率的な業務」「多様なワークライフスタイル」「未来の自分への投資時間の確保」の実現～

働き方改革を推進するには、DXやTX<sup>\*</sup>の考え方を取り入れた「効果的・効率的な業務」を推進する必要がある。  
また、仕事と子育ての両立など、教職員のニーズに応える「多様なワークライフスタイル」を可能としないといけない。  
さらに、効率化や多様化によって新たに時間が生み出され、「未来の自分への投資時間の確保」ができることが、教職員としての更なる資質向上につながっていく。

### 3 目標

【時間外在校等時間】月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和10年度末までに100%に  
【ウェルビーイング】「働きやすい<sup>\*</sup>」「働きがい<sup>\*</sup>がある」職場環境の確立(年次休暇取得率、働き方に関する肯定的意識70%以上)

「子供たちへのよりよい教育の実現」につなげるためには、教員が心身ともに健康であることが必要である。そのため、時間外在校等時間に係る目標は、「月45時間以内、年360時間以内の教員数の割合を令和10年度末までに100%」とする。

また、「川越市の目指す教職員の働き方」の実現に向けて、時間だけでは推し量れない教職員としての『働きやすい』『働きがいがある』職場環境の確立」を川越市前基本方針から継続して設定した。

時間外在校等時間の縮減に向けて実効性ある取組を推進しつつ、教育の質の維持向上を図ることに加え、教員のウェルビーイングを高めながら、子供たちへのよりよい教育を実現できるよう、働き方改革を推進していく。

\*TX…「タスクトランスフォーメーション」の略称で、デジタルを前提として人と機械が行うタスク、仕事を振り分けること。

\*働きやすい…教職員の健康・安全・福利厚生を重点とし、心にゆとりをもって安心して働けること。

\*働きがい…教職員が仕事に熱意と誇りをもち、仕事を通しての達成感・充実感・成長感が得られること。

## 第2 総論

### 4 目標達成のための具体的な指標

【ウェルビーイング】「働きやすい」「働きがいがある」職場環境の確立(年次休暇取得率、働き方に関する肯定的意識70%以上)

具体的な指標を設け、実態を把握していく。

項目	現状	目標									
(1)教職員の年次休暇の使用状況 (平均) (P11の調査)	<table border="0"> <tr> <td>①小学校</td> <td>15.1日</td> </tr> <tr> <td>②中学校</td> <td>12.5日</td> </tr> <tr> <td>③特別支援学校</td> <td>11.4日</td> </tr> <tr> <td>④高等学校</td> <td>12.7日</td> </tr> </table>	①小学校	15.1日	②中学校	12.5日	③特別支援学校	11.4日	④高等学校	12.7日	1年間で20日付与される内、14日(70%)以上取得できる環境をつくる。	
①小学校	15.1日										
②中学校	12.5日										
③特別支援学校	11.4日										
④高等学校	12.7日										
(2)教員の働き方に関する 肯定的意識状況 (P6～9の調査)	<table border="0"> <tr> <td>①教員が本来担うべき業務の時間の確保</td> <td>56%</td> <td rowspan="4">} 55%</td> </tr> <tr> <td>②健康を意識した働き方</td> <td>32%</td> </tr> <tr> <td>③負担感の減少</td> <td>47%</td> </tr> <tr> <td>④働きがい</td> <td>85%</td> </tr> </table>	①教員が本来担うべき業務の時間の確保	56%	} 55%	②健康を意識した働き方	32%	③負担感の減少	47%	④働きがい	85%	4項目全体の平均として、70%以上を目指す。
①教員が本来担うべき業務の時間の確保	56%	} 55%									
②健康を意識した働き方	32%										
③負担感の減少	47%										
④働きがい	85%										
(3)ストレスチェックにおける 高ストレス者の割合	令和7年度 14%	高ストレス者の割合0%を目指す。									

## 第2 総論

### 5 目標達成に向けた四つの視点

四つの視点	定量指標	定性指標
(1)教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現	取組ごとの達成状況	・業務における「負担感減少」の実感
(2)教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立	取組ごとの達成状況	・「働きがい」の実感
(3)教職員の健康を意識した働き方の推進	取組ごとの達成状況	・「健康を意識した働き方ができている」という実感
(4)保護者や地域の理解と連携の促進	取組ごとの達成状況	・保護者、地域との関係における「負担感減少」の実感

教諭等の業務内容は学習指導、生徒指導、進路指導、学級経営、学校運営業務等、多岐にわたる。これらの中には、業務範囲が曖昧なものや、教職員が担う必要のない業務も含まれている。

目標を達成するためには、文部科学省が示した「学校・教師が担う業務に係る3分類」を踏まえ、必ずしも教職員が担う必要のない業務は外部人材を活用することで教職員の業務から切り離す、効果的に業務を遂行するためにICTを活用するなど、DXやTXの考え方を取り入れ、実践することが不可欠である。

また、「職場の心理的安全性」、「良好な労働環境」、「保護者や地域との信頼関係」、「子供の成長実感」を観点とした「教師のウェルビーイング」の考え方を取り入れ、上記の四つの視点を「取組の柱」とした。

さらに、取組の成果を判断する際の基準として、四つの視点それぞれに「定量指標」と「定性指標」を設けた。四つの視点に設定した取組のうち、客観的な評価が可能な取組や時間外在校等時間の縮減に効果が期待できる取組は、定量指標で評価し、PDCAサイクルにより評価検証を図る。定性指標については、「教員の意識調査」を活用し、状況を把握することで、働きやすい、働きがいがある職場環境の確立を目指す。

## 第2 総論

### 6 フォローアップ

- (1) 「在校時間記録システム」等による客観的な在校等時間の把握
- (2) 「負担軽減検討委員会」等での学校職員からの意見聴取
- (3) 教育委員会事務局で構成する「負担軽減検討委員会」での取組状況の評価・改善

働き方改革の取組を着実に実施していくため、健康管理の観点から客観的な在校等時間を把握するとともに、学校職員からの意見聴取により把握した現状について、基本方針の目標、取組と関連させた評価・改善を行う。この一連の流れにより、働き方改革の進捗をフォローアップし、時間外在校等時間の改善を図る。

フォローアップの具体的な方法について、(1)として「在校時間記録システム」等で在校等時間を把握し、教職員の健康管理等に活用する。また、学校の実情を把握するために、(2)の「負担軽減検討委員会」等での意見聴取を行う。

上記(1)(2)及びその他の取組から把握した情報を踏まえて、(3)の「負担軽減検討委員会」において、基本方針の各取組を評価・検証し、その内容・実施方法等を必要に応じて修正することでより効果のある取組に改めていく。

また、国・県の動向を踏まえ、新たな取組等が必要となる場合は、基本方針を基本としつつ、動向を踏まえた取組内容となるよう検討を行う。

### 第3 目標達成に向けた具体的取組(年度の目標については、「川越市の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」に定める)

教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

#### ○教育条件整備



##### 調査の縮減・効率化



【学管、教指、教セ】

効率的な方法（学校への発出方法を統一化、アンケートシステムによる回答、鑑文省略、簡素化等）で調査を実施します。

##### 各種委員会内容の精選



【学管、教指、教セ】

調査・研究に係る各種委員会に関しては、活動内容や実施回数等の精選について検討します。

##### スクラップアンドビルドの徹底

【学管、教指、教セ、学校】

スクラップアンドビルドを原則とし、年に1回、担当課で見直しを行います。また、各学校においても、教育効果を踏まえながらスクラップに取り組みます。

New

##### 勤務時間外の教育活動の検証及び指導・助言

【教指】

勤務時間開始前及び終了後に恒常的に行う教育活動がある場合には改めて検証し、その結果に応じて勤務時間を意識した勤務環境の改善に取り組むよう校長への指導・助言を行います。

##### 学校訪問における負担軽減

【学管、教指、教セ】

学校訪問について、学校の負担を考慮して過度な対応は必要ない旨や訪問の際の資料等の簡略化、学校の業務状況へ配慮を徹底するように働きかけます。

※ 【】内は実施主体を表す。

【学管】…学校管理課、【教指】…教育指導課、【教セ】…教育センター、【教総】…教育総務課、【教財】…教育財務課

※ New …今期からの新しい取組

☆ … 定量指標で評価するもの



… 特に力を入れて取り組むもの。取り組むことで、働き方改革が大きく前進することが期待される取組

### 第3 目標達成に向けた具体的取組

---

教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

#### ○教育条件整備

New ICTに係る相談窓口支援等 【教指】

学校におけるICT活用を円滑に進めるため、Web相談窓口を開設するとともに、ICT支援員等の外部人材を活用し、学校の実情に合わせた相談・支援を行います。

New 「川越市立中学校の部活動の在り方に関する方針」の厳守 【教指】

「川越市立中学校の部活動の在り方に関する方針」を踏まえた取組を徹底できるよう、部活動実施状況調査を行い、活動に課題が見られる学校に対し、方針の厳守を働きかけます。

「ノー部活デー」の設定 ☆ 【教指】

各学校で状況を踏まえた「ノー部活デー」を推奨し、教員の負担軽減を図ります。

New 特定研修の精選等 【教セ】

負担軽減の観点から、特定研修（悉皆の研修）の内容の精選を検討します。また、オンライン実施を含め、負担軽減の方法等について検討します。

### 第3 目標達成に向けた具体的取組

---

教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

#### ○校務DX・TXの推進

New

##### 学校徴収金のキャッシュレス化 【学管】

学校で取り扱う各種徴収金についてキャッシュレス化を検討します。

New

##### 公簿類の電子化検討 【学管】

紙で保管している公簿等について、電子化できる範囲を検討し、学校の負担軽減を図ります。

##### 学校部活動の改革 【教指】

関係部局と連携し、部活動の地域展開について段階的に進めます。

##### 先行事例等の紹介 【教指、教セ】

教員の授業準備にかかる時間を削減し、事務の効率化を図るために、県内の市町村教育委員会や学校における先行事例等を紹介します。

---

### 第3 目標達成に向けた具体的取組

---

教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

#### ○校務DX・TXの推進

New

##### 校務DXの推進

【教指】

教員の働きやすさにつながる教育システム環境の検討及び整備の推進を行います。

##### 学習指導案や教材等の共有

【教指、教セ】

グループウェア機能を用いて、学習指導案や教材等の実践事例を共有し、授業準備等に掛ける時間を削減し、負担軽減を図ります。

New

##### 市教委主催会議等の動画・オンライン化

【学管、教指、教セ】

市教育委員会が主催する会議、説明会等においては、実施内容を踏まえて動画・オンラインでの実施を推進し、教職員の負担軽減につなげます。また、会議資料の縮減や電子化を進めます。

---

### 第3 目標達成に向けた具体的取組

教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

#### ○外部人材の活用／教職員のスキルアップ支援

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置と運用の工夫

【教セ】

多様な児童生徒や保護者の悩みへの対応のために、スクールカウンセラー、さわやか相談員及びスクールソーシャルワーカーの配置と運用の工夫に努めます。



最重点

教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)の適正配置

【学管】

教員業務支援員(スクール・サポート・スタッフ)を適正に配置するとともに、有効に活用するための「教員業務支援員との協働事例集」を周知し、効果的な活用が図られるよう働き掛けます。

New

スクールロイヤーによる相談の実施

【教指】

家庭との対応や子供を取り巻く問題に関して、スクールロイヤーによる法律相談を実施し、教職員を支援します。

New

生徒指導スキルアップ資料の周知

【教指】

生徒指導のスキルアップにつながる資料等を周知し、生徒指導に係る負担の軽減を図ります。

部活動指導員の配置

【教指】

部活動指導員について適正に配置するとともに、教員の働き方改革に資する取組となるように働き掛けます。

### 第3 目標達成に向けた具体的取組

教職員の「負担軽減」と「業務量削減」の実現

#### ○県や関係団体等への働き掛け等

##### 教職員定数の改善

【学管】

教職員定数の改善について、教職員の負担を軽減できるよう、あらゆる機会を捉えて県に働きかけます。

##### 教員の未配置・未補充の解消等

☆

【学管】

未配置・未補充解消のため、組織横断的に取り組みます。特に、産前産後休暇、育児休業等を取得する教職員の状況について早期に把握し、年度途中で妊娠・出産が分かった場合でも未補充が生じないように、適切な後補充の配置について努力します。

New

##### 小学校の教科担任制の拡充

☆

【学管】

教員の持ち時間数の削減に向け、教科担任制を拡充するために、教員を適切に配置できるよう努力します。

##### 業前活動の原則中止

【教指】

各学校で行われている業前活動（部活動の朝練習を含む。）について始業前には原則行わない。

New

##### 生徒募集業務の縮減及び交流事業の負担軽減

【学管】

高等学校の生徒募集業務に係る取組については、高等学校と中学校双方において過度な負担にならないよう配慮することが必要です。高等学校の教員による中学校訪問については、引き続き、時期や回数、方法を見直すことで縮減を図ります。交流事業（「上級学校訪問」や「出前授業」など）を実施する場合、高等学校の負担に配慮して実施するよう働きかけます。特に、出前授業の参加については、高等学校の教職員の出張を伴うなど負担が大きいことから、教職員の業務や日課等に十分配慮できる場合に限り、実施します。

##### 実践事例集の周知活用

【学管】

各学校の管理職に対し、「埼玉県業務改善スタンダード活用事例集」や川越市の業務改善コーディネーター校の実践を広く周知し、学校の実情に応じて活用するよう働きかけます。

### 第3 目標達成に向けた具体的取組

教職員の「ワーク・ライフ・バランス」の確立

#### ○働きやすい職場環境の整備

##### New 週休日の振替や休暇等の確実な取得

【学管】

週休日の振替の原則は1日単位であることを周知し、原則4週につき8日の週休日を設けることを校長会のほか、学校訪問等の機会においても指導を徹底します。引き続き、週休日の振替や休暇等の取得しやすい職場環境の整備を推進します。

#### ○柔軟な働き方の推進

##### New 男性の育児休業取得の情報発信

【学管】

出産・育児に関する休暇・休業制度や児童手当、育児休業手当金などの給付制度の周知を行うなど、男性職員の育児休業の取得しやすい環境を整えます。

##### フレックスタイム制等の周知

【学管】

フレックスタイム制等について、学校の特性を踏まえた留意事項や工夫事例を整理し、周知します。

#### ○ストレスチェック等の活用推進

##### ストレスチェックの集団分析の活用

【学管】

ストレスチェックの集団分析結果を基に、各学校の衛生委員会で検討した意見については、その実現に向けて努力します。

##### New 管理職向け情報発信の充実

【学管】

働きやすい環境を作るために、勤務時間の長い職員に対する個別面談など、教職員に対して適切な支援ができるよう、管理職への情報発信の充実を図ります。

### 第3 目標達成に向けた具体的取組

教職員の健康を意識した働き方の推進

#### ○労働安全衛生法に基づく職場改善

##### 各学校の衛生委員会等の開催

【学管】

各学校の衛生委員会等について、労働安全衛生法に基づく委員選出や会議の開催・運営等を徹底します。

#### ○「勤務管理システム」に基づく学校支援

##### 在校等時間記録データの提供

【学管】

教職員の働き方について見直す機会となるよう、在校等時間記録システムにより把握したデータを定期的に学校へ提供し、管理職を含めた教職員の意識改革を図ります。

##### 長時間勤務職員への校内体制見直しの呼び掛け

【学管】

勤務が長時間となっている教職員への校内協力体制の確立や校務分掌の見直しなどの適切な対応について各学校に働き掛けるとともに、健康維持増進の視点から休暇等取得を促進します。

##### New 面接指導の勧奨、適切な措置

【学管】

勤務が長時間となっている教職員に産業医等による面接指導の勧奨を働き掛けます。

#### ○健康管理の推進

##### 健康相談の案内

【教総、学管】

健康不安、悩みのある教職員に対して、産業医や相談電話へつなぎます。

### 第3 目標達成に向けた具体的取組

保護者や地域の理解と連携の促進

#### ○働き方改革に関する理解促進

**New** 「川越市立中学校の部活動の在り方に関する方針」の適切な運用及び周知 【教指】

川越市で定めた方針の意義について、引き続き生徒及び保護者に周知し、理解促進を図ります。

「学校における働き方改革基本方針」の公表 【学管】

ホームページ等を活用し、「学校における働き方改革基本方針」の取組について、保護者や地域の理解促進を図ります。

**New** 取組状況の「見える化」の促進 【学管】

教職員の在校等時間の客観的な把握を徹底するとともに、働き方改革の取組の状況及び目標達成の状況をホームページ等で公表し、「見える化」を推進します。

「ノー残業デー」「ふれあいデー」の実施 ☆ 【学管】

各学校に対し、「ノー残業デー」「ふれあいデー」に関する趣旨を確実に周知するとともに、実施状況を適切に把握し、適正に実施するよう引き続き働きかけます。

**New** 「ノー部活デー」の設定・周知 【教指】

教員の負担軽減を図るため、各学校で状況を踏まえて「ノー部活デー」を設定し、保護者・地域に周知します。

**New** 市民、保護者等の理解促進 【学管】

ホームページや市教育委員会メッセージを掲載したリーフレットを活用し、「学校における働き方改革基本方針」の取組について、市民、保護者等の理解促進を図ります。

### 第3 目標達成に向けた具体的取組

保護者や地域の理解と連携の促進

#### ○地域の協力・連携

##### 留守番電話の設置・活用



【教財】

勤務時間外の電話対応に係る教職員の負担軽減に向け、留守番電話の設置・活用について検討してまいります。

New

##### 学校運営協議会の活用

【学管】

学校運営協議会において「学校における働き方改革」について共通理解を図り、家庭・地域と学校が協力して働き方改革について取り組むよう働き掛けます。

New

##### 地域ボランティアの活用



【学管】

既存の組織等を活用した地域ボランティアの支援により教職員の負担を軽減します。

##### コミュニティ・スクールの推進

【学管】

コミュニティ・スクールに関する研修の充実を図り、学校・家庭・地域が連携・協働して子供たちを育む体制づくりを推進します。

川越市の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画（案）

令和8年4月

川越市教育委員会

## 目次

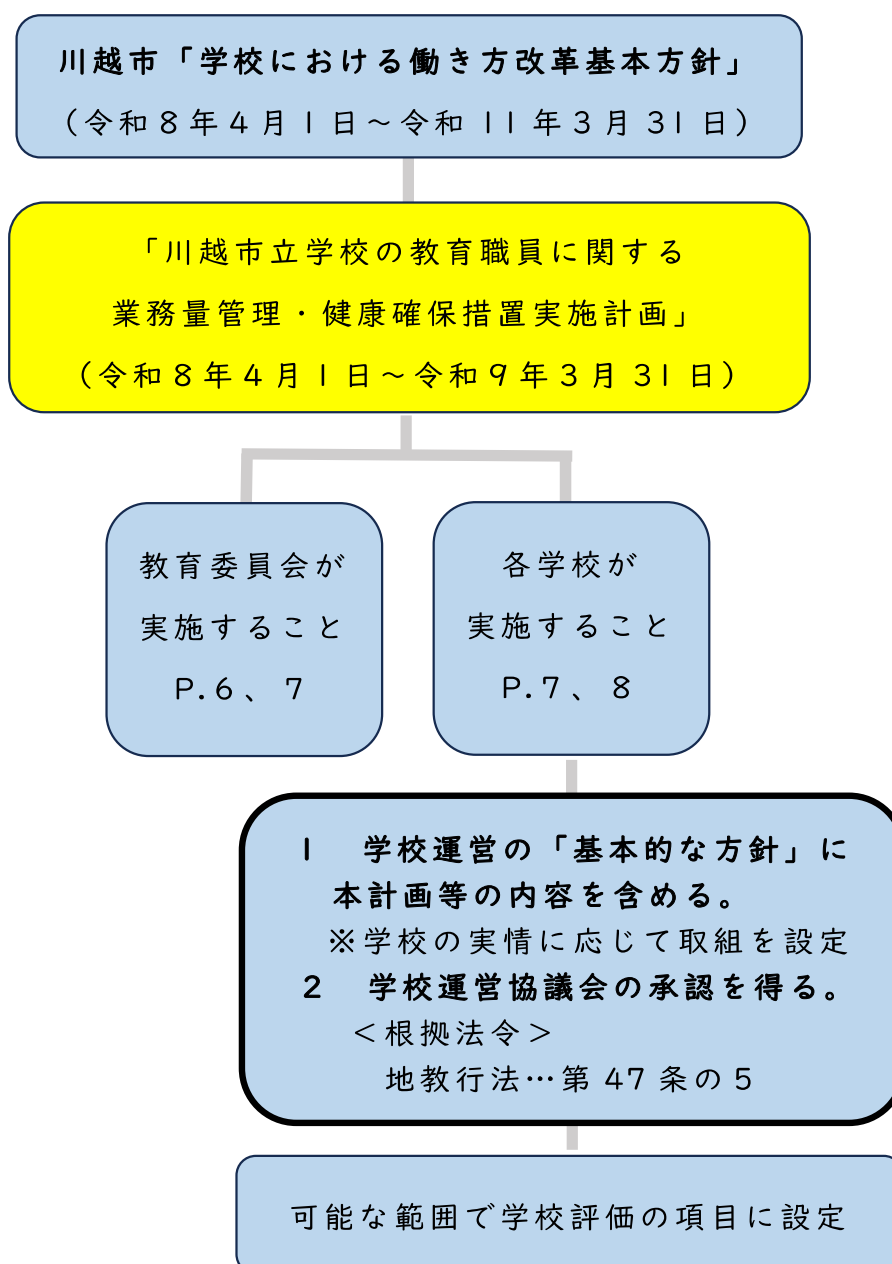
1. 計画の趣旨・現状	3
2. 目標	5
3. 計画の期間	6
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	6
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	8

## 1. 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

「川越市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」（以下「本計画」という）を作成することで、働き方改革を進め、教育の質の維持向上に取り組んでいく。

### (2) 全体像



### (3) 本市の現状

本市では、令和2年3月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「川越市立学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」を策定し、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

また、令和5年4月に川越市「学校における働き方改革基本方針」（以下「基本方針」という）を策定することで、本市の時間外在校等時間の縮減に向けた具体的な取り組みを行ってきた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

#### 【令和6年度時間外在校等時間の教職員の割合】

	月 45 時間以内	月 80 時間以内	年 360 時間以内
小学校	69.1%	99.3%	35.4%
中学校等	64.5%	96.4%	30.7%

時間外在校等時間が45時間以内の割合が少ない。また、令和7年度に実施した勤務実態調査の結果によると、授業を除いた平日1日の従事時間の長い業務内容として、小中学校ともに授業準備やその他事務（例えば、書類作成や学校徴収金収集事務等）の事務作業が挙げられる。中学校においては、部活動への従事時間が長い状況である。このことから、業務量の削減及び業務の効率化を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間を創出することが必要である。

さらに、子供たちのために尽くす教職員がやりがいを感じながら、安心して働ける職場の実現を目指し、持続可能な働き方を追求していくことも必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2. 目標

「基本方針」を踏まえ、本計画において目標を段階的に以下のとおり設定する。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

#### ① 月 80 時間以内の教職員の割合

目標	月 80 時間以内の教職員の割合を 100%		
年度	R8	R9	R10
数値	98%	100%	100%

#### ② 月 45 時間以内の教職員の割合

目標	月 45 時間以内の教職員の割合を 100%		
年度	R8	R9	R10
数値	80%	90%	100%

#### ③ 年 360 時間以内の教職員の割合

目標	年 360 時間以内の教職員の割合を 100%		
年度	R8	R9	R10
数値	55%	80%	100%

### (2) ウェルビーイングに関する目標

#### ① 教職員の年次休暇の使用状況

目標	全ての校種で、年間の年次休暇の平均取得日数		
年度	R8	R9	R10
数値	13 日以上	13.5 日以上	14 日以上

<参考> (令和6年)

- ・小学校 15.1 日、中学校 12.5 日、特別支援学校 11.4 日、  
高等学校 12.7 日

② 教員の働き方に関する意識調査

目標	「教員が本来担うべき業務の時間の確保」、「健康を意識した働き方」、「負担感の減少」、「働きがい」の4項目の肯定的意識		
年度	R8	R9	R10
数値	60%以上	65%以上	70%以上

<参考> (令和7年度)

- ・4項目の肯定的意識平均 55%

③ ストレスチェックによる高ストレス者の把握

目標	ストレスチェックにおける高ストレス者の割合		
年度	R8	R9	R10
数値	10%以下	5%以下	0%

<参考> (令和7年度)

- ・高ストレス者の割合 14%

### 3. 計画の期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(I) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

◇学校徴収金の徴収・管理（「3分類」③関係）

- ・学校徴収金（集金）について、原則として学校が現金を取り扱わない体制を構築するため、引き続き業者などから情報収集を行うとともに、学校に対してアンケートを実施し、状況を把握する。

◇地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）

- ・地域と学校の連携・協働を推進するために、地域学校協働活動推進員（コーディネーター）の配置等について、教育委員会内

で検討組織を立ち上げ、検討を進める。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◇調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、市から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。

◇部活動（「3分類」③関係）

- ・休日の部活動の地域展開を段階的に実現していく。  
平日の部活動については、活動時間等の適正化を図る。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◇授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員を拡充する。
- ・校務支援システムの機能等を活用することによって成績処理等に係る事務負担を軽減する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を8年度から段階的に設置していく。11年度までに全校に設置する。

### (3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を促し、希望によって実施する。
- ・ 50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・ 年次休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

## 5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・ 取組の着実な実行を図るため、市立学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・ 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、在校時間記録システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・ 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らし課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の指導等を実施する。

# 議案第50号

川越市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を定めることについて

(学校管理課)

## 議案第50号

川越市学校運営協議会規則の一部を改正する規則を  
定めることについて

### 1 制定改廃の必要性（趣旨又は目的）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、学校運営に関する基本的な方針の承認内容を変更しようとするものです。

### 2 制定改廃の概要

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置の実施に関する事項を新たに追加するものです。

### 3 効果

学校における働き方改革を推進することができます。

### 4 施行日について

この規則は、令和8年4月1日から施行しようとするものです。

川越市学校運営協議会規則の一部を改正する規則

川越市学校運営協議会規則（令和２年教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第５号を第７号とし、第６号として次の１号を加える。

(6) 学校安全の推進に関すること

同項第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

(3) 業務量管理・健康確保措置の実施に関すること

附 則

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

議案第50号

川越市学校運営協議会規則（令和2年教育委員会規則第2号）新旧対照

改正案	現行
<p>(学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>業務量管理・健康確保措置の実施に関する事</u></p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>(6) <u>学校安全の推進に関する事</u></p> <p>(7) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(学校運営に関する基本的な方針の承認)</p> <p>第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3)及び(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p>

# 議案第 5 1 号

川越市教育委員会公告式規則の一部を  
改正する規則を定めることについて

(教育総務課)

## 議案第51号

川越市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則を定めることについて

### 1 制定改廃の必要性（趣旨又は目的）

市長部局における条例等の公布に関する事項の変更に伴い、その取り扱いに整合させるため教育委員会関係規則を改正するものです。

### 2 制定改廃の概要

規則等の公布に関して、教育長の署名方法に電子署名を追加し、市のウェブサイトへの掲載を行えるようにするとともに、文言の整理を行うものです。

### 3 効果

適正な事務の執行を図ることができます。

### 4 施行日について

この規則は、令和8年4月1日から施行するものです。

## 川越市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則

川越市教育委員会公告式規則（昭和32年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「(趣旨)」を付し、同条中「基き」を「基づき」に改める。

第2条を次のように改める。

(規則の公布)

第2条 教育委員会規則は、会議において議決した日から起算して7日以内に公布するものとする。

2 教育委員会規則を公布するときは、番号、年月日に公布の旨の前文及び教育委員会名を記入して、教育長が署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名を含む。）をするものとする。

3 教育委員会規則の公布は、市のウェブサイトには公布の対象となる事項を掲載することにより行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、川越市役所前の掲示板に掲示して行うことができる。

第3条に見出しとして「(規則の施行)」を付し、同条中「外」を「ほか」に改める。

第4条に見出しとして「(規程の公表)」を付し、同条中「第2条及び第3条」を「前2条」に改め、「公表を要する規程」を「教育委員会の定める規程で公表を要するもの」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第51号

川越市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則新旧対照

改 正 案	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第15条第2項の規定に基づき、教育委員会規則及び教育委員会の定める規程で公表を要するものの公告式を定める。</p> <p>(規則の公布)</p> <p>第2条 教育委員会規則は、会議において議決した日から起算して7日以内に公布するものとする。</p> <p>2 教育委員会規則を公布するときは、番号、年月日に公布の旨の前文及び教育委員会名を記入して、教育委員会の印を押し教育長が署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名を含む。)するものとする。</p> <p>3 教育委員会規則の公布は、市のウェブサイト公布の対象となる事項を掲載することにより行うものとする。ただし、これにより難い場合は、川越市役所前の掲示板に掲示して行うことができる。</p> <p>(規則の施行)</p> <p>第3条 教育委員会規則は、当該規則に施行期日を定めるもののほか、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。</p> <p>(規程の公表)</p> <p>第4条 前2条 _____ の規定は、教育委員会の定める規程で公表を要するものの公告に準用する。</p>	<p>_____</p> <p>第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第15条第2項の規定に基づき、教育委員会規則及び教育委員会の定める規程で公表を要するものの公告式を定める。</p> <p>_____</p> <p>第2条 教育委員会規則は、会議において議決した日から起算して7日以内に公布するものとする。</p> <p>_____</p> <p>教育委員会規則を公布するときは、番号、年月日に公布の旨の前文及び教育委員会名を記入して、教育委員会の印を押し教育長が署名するものとする。</p> <p>_____</p> <p>教育委員会規則の公布は、市役所の掲示場等公衆の見やすい場所に掲示して行う。</p> <p>_____</p> <p>第3条 教育委員会規則は、当該規則に施行期日を定めるものの外、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。</p> <p>_____</p> <p>第4条 第2条及び第3条の規定は、公表を要する規程 _____ の公告に準用する。</p>

## 議案第52号

川越市立図書館管理規則の一部を改正  
する規則を定めることについて

(中央図書館)

## 議案第 5 2 号

川越市立図書館管理規則の一部を改正する規則  
を定めることについて

### 1 制定改廃の必要性（趣旨又は目的）

図書館システムの更新等に伴い、図書館利用者が資料の貸出しを受ける際に提示するもの等を定めるため、川越市立図書館管理規則の一部を改正しようとするものです。

### 2 制定改廃の概要

図書館利用者が資料の貸出しを受ける際に提示するものを次のとおり定め、個人貸出しと団体貸出しで規定を分けて定めようとするほか、図書館利用カード申込書及び図書館利用カードの様式を改め文言の整理を行おうとするものです。

#### (1) 図書館利用カード

(2) スマートフォン、タブレットその他これらに類する機器に表示される図書館利用カードの情報

(3) 個人番号カードのうち、図書館利用カードとして利用登録をしたもの

### 3 効果

図書館利用者の利便性の向上を図ることができます。

### 4 意見公募手続の有無

なし（川越市意見公募手続条例第 4 条第 4 項第 8 号イに該当）

### 5 施行日について

この規則は、令和 8 年 3 月 1 日から施行しようとするものです。

## 川越市立図書館管理規則の一部を改正する規則

川越市立図書館管理規則（昭和59年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「書類」の次に「のほか、館長が必要と認める書類」を加える。

第8条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 資料の貸出しを受けようとする者は、資料の貸出しを受ける際に、次の各号に掲げるいずれかのものを提示しなければならない。

- (1) 図書館利用カード
- (2) スマートフォン、タブレットその他これらに類する機器に表示される図書館利用カードの情報
- (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードのうち、図書館利用カードとして利用登録をしたもの

第9条第2項中「及び第6項」を「、第4項第1号、第6項及び第7項」に改める。

第10条第2項中「資料」を「個人への資料」に、「第4項」を「(第4項第3号を除く。)」に改め、同項の次に次の1項を加える。

3 団体への資料の貸出しについては、前条の規定を準用する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第8条、第9条関係)

図書館利用カード申込書

川越市立図書館

フリガナ						利用者番号						
氏名						0						
住所	〒 —					アパート・マンション名 号室						
電話番号 第一連絡先に☑	<input type="checkbox"/> 自宅 — — <input type="checkbox"/> 携帯 — —		生年 月日	年 月日	代理者 続柄( )							
本人申請の場合のみ	個人番号カード(マイナンバーカード)との連携を( 行う ・ 行わない )											
住所が川越市以外で 川越市に在勤・在学の方	<input type="checkbox"/> 通勤・ <input type="checkbox"/> 通学 名称( ) 所在地( ) 電話 — —											
職員記入欄										発行日		
										受付者		

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第8条、第9条関係)

川越市  
図書館利用カード  
利用者番号

附 則

- 1 この規則は、令和8年3月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の図書館管理規則の規定により作成されている図書館利用カードは、この規則の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

議案第 号

川越市立図書館管理規則新旧対照

改 正 案	現 行
<p>(個人貸出し)</p> <p>第8条 1及び2 略</p> <p>3 館長は、資料の貸出しを受けようとする者が図書館利用カードの交付を受ける際、<u>氏名及び住所を確認できる書類のほか、館長が必要と認める書類の提示を求められることができる。</u></p> <p>4 <u>資料の貸出しを受けようとする者は、資料の貸出しを受ける際に、次の各号に掲げるいずれかのものを提示しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>図書館利用カード</u></p> <p>(2) <u>スマートフォン、タブレットその他これらに類する機器に表示される図書館利用カードの情報</u></p> <p>(3) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードのうち、図書館利用カードとして利用登録をしたもの</u></p> <p>5～7 略</p> <p>(団体貸出し)</p> <p>第9条 1 略</p> <p>2 図書館利用カードの交付及びその他の手続については、前条第2項、第3項、<u>第4項第1号、第6項及び第7項の規定を準用する。</u></p> <p>3 略</p> <p>(配本所及び分室)</p> <p>第10条 1 略</p>	<p>(個人貸出し)</p> <p>第8条 1及び2 略</p> <p>3 館長は、資料の貸出しを受けようとする者が図書館利用カードの交付を受ける際、<u>氏名及び住所を確認できる書類</u>の提示を求められることができる。</p> <p>4～6 略</p> <p>(団体貸出し)</p> <p>第9条 1 略</p> <p>2 図書館利用カードの交付及びその他の手続については、前条第2項、第3項<u>及び第6項</u>の規定を準用する。</p> <p>3 略</p> <p>(配本所及び分室)</p> <p>第10条 1 略</p>

2 個人への資料の貸出しについては、第8条(第4項第3号を除く。)の規定を準用する。

3 団体への資料の貸出しについては、前条の規定を準用する。

様式第1号(第8条、第9条関係)

様式第1号(第8条、第9条関係)

図書館利用カード申込書

川越市立図書館

フリガナ	利用者番号						
氏名	0						
住所	アパート・マンション名 号室						
電話番号 第一連絡先に☑	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯	生年 月日	年 月日	代理 者	続柄( )		
本人申請の場合のみ	個人番号カード(マイナンバー)との連携を( 行う ・ 行わない )						
住所が川越市以外で 川越市に在勤・在学の方	<input type="checkbox"/> 通勤・ <input type="checkbox"/> 通学 名称( ) 所在地( ) 電話 - -						
職員記入欄						発行日	
						受付者	

5

2 資料の貸出しについては、第8条第4項の規定を準用する。

様式第1号(第8条、第9条関係)

様式第1号(第8条、第9条関係)

図書館利用カード申込書

川越市立図書館

フリガナ	利用者番号						
氏名	0						
住所	アパート・マンション名 号室						
電話番号 優先したい番号に チェック	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯	生年 月日	年 月日	代理 者	本人以外が申し込む場合 続柄( )		
以下の欄は、該当する場合のみ記入してください。							
住所が川越市以外で 川越市に在勤・在学の方	通勤先・通学先 電話 - -						
川越市に 在住・在勤・在学の方	電子書籍サービスを( 申し込む ・ 申し込まない )						
職員記入欄						発行日	
						受付者	

様式第2号(第8条、第9条関係)

様式第2号(第8条、第9条関係)

川越市  
図書館利用カード  
利用者番号

様式第3号及び様式第4号 略

様式第2号(第8条、第9条関係)

様式第2号(第8条、第9条関係)

川越市  
図書館利用カード  
利用者番号

様式第3号及び様式第4号 略

# 議案第53号

川越市立学校職員安全衛生管理規則を  
定めることについて

(学校管理課)

## 川越市立学校職員安全衛生管理規則を定めることについて

### 1 制定改廃の必要性（趣旨又は目的）

労働安全衛生法に基づき、川越市立学校における労働安全衛生管理体制を整備しようとするものです。

### 2 制定改廃の概要

学校職員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するために必要な事項を定めるものです。

### 3 効果

学校職員の安全と健康の保持・増進と職場環境を整備することは、教職員が意欲と使命感を持って教育活動に専念できる環境が確保され、学校教育活動全体の質の向上につながります。

### 4 施行日について

この規則は、令和8年4月1日から施行しようとするものです。

## 川越市立学校職員安全衛生管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、学校職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員で川越市立学校（以下「市立学校」という。）に勤務する者をいう。以下同じ。）の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するために必要な事項を定めるものとする。

(校長の責務)

第2条 校長は、衛生管理者、衛生推進者等の業務の執行について、必要な協力をしなければならない。

(学校職員の責務)

第3条 学校職員は、総括安全衛生管理者その他の関係者が実施する安全及び健康の保持増進のための措置に協力しなければならない。

(総括安全衛生管理者)

第4条 法第10条第1項に規定する総括安全衛生管理者は、学校教育部長の職にある者をもって充てる。

2 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「省令」という。）第3条に規定する代理者は、学校管理課長の職にある者をもって充てる。

(衛生管理者)

第5条 法第12条第1項に規定に基づき、市立学校（50人以上の学校職員が勤務する市立学校に限る。）に、衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、養護教諭の職にある者をもって充てる。

(衛生推進者)

第6条 法第12条の2の規定に基づき、市立学校（50人未満の学校職員が勤務する市立学校に限る。）に、衛生推進者を置く。

2 衛生推進者は、保健主事の職にある者をもって充てる。

(化学物質管理者)

第7条 省令第12条の5第1項及び第2項の規定に基づき、小学校、中学校及び市立川越高等学校に、化学物質管理者を置く。

2 化学物質管理者は、教諭(理科主任)の職にある者をもって充てる。

(産業医)

第8条 法第13条第1項の規定に基づき、産業医を置く。

2 産業医は、教育長が選任する。

(安全衛生委員会)

第9条 法第19条第1項の規定に基づき、川越市立学校安全衛生委員会を置く。

2 前項の規定にかかわらず、50人以上の学校職員が勤務する市立学校については、当該市立学校ごとに安全衛生委員会を置くものとする。

3 前2項に定める委員構成は、別表第1に定めるとおりとする。

(健康診断の種類等)

第10条 学校職員の健康を確保するため、次に掲げる健康診断を実施する。

(1) 採用時健康診断

(2) 定期健康診断

2 前項の健康診断の対象職員、回数及び時期は、別表2に掲げるとおりとする。

3 健康診断の実施について必要な事項は、別に定める。

(健康診断の受診義務)

第11条 学校職員は、指定された期日及び場所において、健康診断を受けなければならない。

2 前項の規定による健康診断を受けなかった者は、医師の健康診断を受け、その結果を証明する書面を勤務する市立学校の校長に提出しなければ

ばならない。

- 3 校長は、学校職員が指定された期日及び場所において、健康診断を受診できるよう配慮しなければならない。

(健康診断の結果の通知)

- 第12条 総括安全衛生管理者は、健康診断を実施した結果を当該学校職員及びその校長に通知するものとする。

(健康診断個人票)

- 第13条 教育指導課長は、健康診断の結果に基づき、省令第51条に規定する健康診断個人票を作成し、及び保管しなければならない。

- 2 総括安全衛生管理者は、学校職員の健康管理のため、前項の健康診断個人票を有効に活用しなければならない。

(指導区分の決定)

- 第14条 総括安全衛生管理者は、健康診断を行った結果、健康に異常又は異常を生じるおそれがあると認めた学校職員については、産業医又は他の医師の意見を聴き、別表第3の指導区分の欄に掲げる区分に応じて指導区分の決定を行う。

(事後措置)

- 第15条 教育長は、前条の規定により指導区分の決定を行った学校職員については、その指導区分に応じ、別表第3の事後措置の基準の欄に掲げる基準に従い適切な事後措置をとるとともに、当該学校職員及びその校長に当該事後措置の内容を通知する。

(秘密の保持)

- 第16条 学校職員の健康管理の業務に携わる者は、職務上知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。その職務を離れた後においても、同様とする。

(委任)

- 第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定

める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 9 条関係）

安全衛生委員会

区分	安全衛生委員会の構成		
	委員長	副委員長	委員
第 1 項の 場合	学校教育 部長	学校管理 課長	1 産業医のうちから委員長が指名する者 1 人 2 市立学校の校長のうちから委員長が指名する者 4 人 3 市立学校に所属する職員のうちから職員団体等が推薦する者 6 人
第 2 項の 場合	校長	教頭	1 当該市立学校の衛生管理者 1 人 2 当該市立学校の産業医 1 人 3 当該市立学校に所属する職員のうちから職員団体等が推薦する者 3 人

別表第 2（第 10 条関係）

健康診断の種類等

種類	対象職員	回数及び時期
採用時健康診断	新規採用職員 (県費負担教職員を除く)	採用時 1 回
定期健康診断	全職員	年 1 回

別表第 3（第 14 条、第 15 条関係）

指導区分及び事後指導の基準

指導区分		事後措置の基準
区分	内容	
勤務規 制の面	A 勤務を休む必要のあるもの	休暇（日単位のものに限る。）又は休職の方法により、療養のため必要な期間勤務をさせない。
	B 勤務に制限を加える必要のあるもの	時間外勤務及び出張をさせない。
	C 勤務をほぼ平常に行っているもの	時間外勤務及び出張を制限する。
	D 平常の勤務でよいもの	
医療の 面	(1) 医師による直接の医療行為を必要とする	医療機関のあっせん等により適正な治療を受けさせるようにする。

	もの	
(2)	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	経過観察をするための検査及び発病、再発防止のため必要な指導を行う。
(3)	医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの	

## 議案第54号

川越市立学校給食センター管理規則の  
一部を改正する規則を定めることにつ  
いて

(学校給食課)

## 議案第54号

川越市立学校給食センター管理規則の一部を改正する規則を定めることについて

### 1 制定改廃の必要性（趣旨又は目的）

学校給食費の改定等に伴い、規則を改正するものです。

### 2 制定改廃の概要

学校給食費の額を適正な金額に設定、学校給食費の納期限を整理することにより、所要の規定の整備をしようとするものです。

### 3 効果

学校給食における質の充実、量の確保を行うことにより、児童生徒における教育環境の充実に資することができます。

### 4 施行日について

この規則は、令和8年4月1日から施行しようとするものです。

## 川越市立学校給食センター管理規則の一部を改正する規則

川越市立学校給食センター管理規則（平成14年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「4,350円」を「5,200円」に改め、同項第2号中「5,250円」を「6,300円」に改める。

第6条中「4月から7月までの期間においては、」及び「とし、9月から翌年3月までの期間においては、各給食実施月の末日」を削り、次のただし書を加える。

ただし、3月の学校給食費については、当月の末日を納期限とする。

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。



議案第 5 5 号

令和 7 年度一般会計補正予算（教育委員会  
会所管分）について（**非公開**）

（教育総務課）

## 議案第56号

川越市いじめ問題対策委員会委員を  
委嘱することについて **(非公開)**

(教育指導課)

## 議案第 5 7 号

川越市学校部活動地域連携・地域移行  
推進基金条例の一部を改正する条例を  
定めることについて **(非公開)**

(教育指導課)

## 報告事項（１）

学校体育施設開放事業における実費徴収について

（スポーツ振興課）

# 学校体育施設開放事業における実費徴収について

## 1 趣旨

学校体育施設開放事業（以下、「開放事業」という。）について、**体育館空調設備や夜間照明設備といった設備利用に対して、令和 8 年度から実費負担相当額の徴収を開始**しようとするもの。

## 2 学校体育施設開放事業の概要

住民のスポーツ・レクリエーション活動の場の確保を図るため、学校教育に支障のない範囲で、市立小・中学校の運動場（校庭）、体育館、柔剣道場を開放する。

開始年度	昭和 51 年度
開放学校数	計 52 校（小学校 32 校・中学校 20 校） ※城南中学校・霞ヶ関東中学校は開放なし
実績（R6）	利用人数：延べ 342,896 人

## 3 現状と背景

### (1) 現状

以下の理由から、総合的に判断し、**無料での運用**となっている。

- 学校施設を活用した教育事業の一環であり、**地域住民の健康・交流・文化活動の拠点**となる役割を果たすこと。
- 市民の利用のために**設置・維持管理している施設ではない**こと。
- 他の公共施設のように管理人が常駐しておらず、また市内全域 52 施設が対象となることから、**料金徴収が困難**であること。

### (2) 見直しの背景

#### 小・中学校体育館における空調設備整備

他市の動向やスポーツ基本法から、**開放事業での空調設備利用を令和 7 年度から試行的に開始**しているが、相応の光熱水費の増加も生じることから、**利用者にも一定の負担を求めていく必要**がある。

#### 学校施設維持管理における光熱水費の増加

昭和 51 年の事業開始時から社会情勢が大きく変化してきており、**光熱水費額は増加**している。（CPI S51：53.8⇒R6：113.7）

### (3) 県内他市の料金徴収状況

- 39 市中 32 市（82.1%）において料金を徴収。
- 体育館空調設備や夜間照明設備といった設備使用に対して徴収する傾向。
- 人口の多い自治体ほど料金徴収が困難。（20 万人以上はほぼ夜間照明設備のみ）

## 4 料金徴収方針

上記を踏まえて、以下のとおり令和 8 年度から料金徴収を行うこととする。

### (1) 目的

利用にあたり一定のコストが生じる設備利用に対する実費負担相当額の徴収。

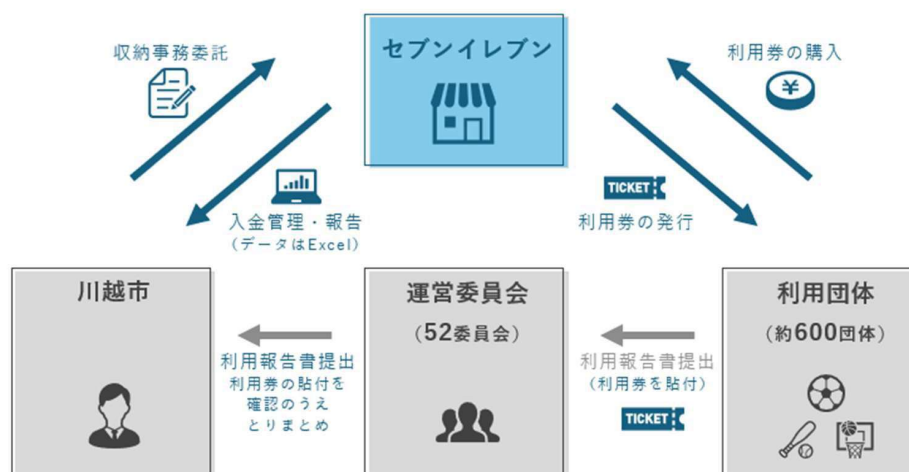
### (2) 徴収対象

体育館空調設備及び夜間照明設備を対象とする。

### (3) 料金徴収方法

他市の導入事例を比較検討し、セブンイレブンのマルチコピー機を活用した料金徴収を採用。（墨田区と富士見市で導入済）

<運用イメージ>



### 導入にかかるコスト

- 販売手数料 利用券の金額の 10%
- チケット用紙代金 1 枚あたり 11 円（税込）

### 導入のメリット・効果

- 利用団体にとって最も利便性の高い方法で運営委員会にとっても大きな運用の変更がなく、対応しやすい

- 将来的な料金徴収の拡大にも対応可能

#### (4) 設定料金と想定歳入

1 時間あたり設定料金は、**体育館空調設備 1,000 円、夜間照明設備 800 円**で、**年間 20,000 千円程度の歳入**を見込んでいる。

#### (5) 料金徴収の開始予定時期

体育館空調設備	令和 8 年 6 月 1 日	新たなサービス開始にあわせて徴収開始
夜間照明設備	十分な周知期間を設けたうえで、時期を設定	

## 5 今後のスケジュール

2月中旬	運営委員会・学校・利用者への周知
4月下旬～ 5月上旬	運営委員会（利用者）向け説明会
6月1日～	体育館空調設備 料金徴収開始
年内	夜間照明設備 料金徴収開始

## 協議事項(1)

川越市立小・中学校水泳授業及び  
施設の在り方に関する基本的な方針  
(案) について

(教育指導課)



川越市立小・中学校の水泳授業及び  
プール施設のあり方に関する基本方針  
(案)

令和 年 月 日

川越市教育委員会

## 目 次

1	策定の背景と目的	1
2	本方針策定までの取組	1
3	現状	
(1)	水泳授業について	2
(2)	水泳授業におけるアンケート調査について	2
(3)	授業時数について	2
(4)	施設の維持管理について	2
	【参考】コスト比較	4
4	課題	
(1)	不安定な水泳授業の実施について	5
(2)	指導者の不足について	5
(3)	教職員の負担軽減について	6
(4)	財政負担について	6
(5)	プール施設の老朽化について	6
5	令和5年度から7年度実施のモデル校による検証	
(1)	モデル事業の概要	6
	①委託事業について	6
	②共用事業について	8
(2)	成果と課題	8
6	水泳授業及びプール施設のあり方に関する基本的な考え方	
(1)	基本的な考え方	11
(2)	水泳指導及びプール施設のあり方	12
7	小学校における水泳指導の今後の取組	
(1)	民間プール施設を活用した水泳指導を行う学校	12
(2)	学校プールでインストラクターの派遣による水泳指導を行う学校	12
	【参考】市立小・中学校と民間プール施設の位置	13
8	学校プール施設の共用について	13

## 1 策定の背景と目的

本市の小・中学校では、学習指導要領に基づき、水泳授業を実施していますが、本市には10本の一級河川と4本の準用河川が流れており、児童・生徒が水辺に関わる機会が多い生活環境にあることから、水の中での安全確保や、水難事故を避けることができる力を身に付けていくこと、「泳ぐ」ことを体験させることの重要性や、一生涯親しめるスポーツとして学ぶこと等の教育的効果の高さを考慮し、実技指導を中心とした水泳授業を実施している。

そうした中、近年では、異常気象の影響や安心・安全に水泳授業を実施するために必要な人員の確保が難しいなど、計画的・安定的な水泳授業の実施に多くの課題が発生している。

また、小・中学校のプール施設については、多くが昭和40年代から50年代にかけて建設され、令和7年度時点で築後30年以上経過している学校は小・中学校全54校のうち53校\*1（うち50年以上経過は小学校21校、中学校6校）となっている。

そうしたことから、児童生徒により安全で質の高い水泳授業を実施していくため、水泳指導などのソフト面、施設の老朽化などのハード面における現状と課題を整理した上で、今後の本市の水泳授業やプール施設のあり方に関する指針として「川越市立小・中学校の水泳授業及びプール施設のあり方に関する基本方針（以下「方針」という。）」を策定するものである。

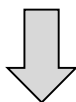
\*1 霞ヶ関北小は平成14年度に移転開校時に屋内プールを新設

## 2 本方針策定までの取組

令和4年12月に、「川越市立小・中学校の水泳授業及びプール施設のあり方について」において、これまでと変わらず、学校の教育課程に位置づけ、授業として実施していくにあたり課題を改善し、より効率的で効果的な水泳指導にするために、地域の人的・物的資源の活用について検討を進めていく必要があると考えた。

そこで、「公設・民設のプール施設を活用した水泳指導を委託すること」及び「複数の学校でプール施設を共有すること」について、令和5年度から3年間試行的に実施してきた。それらの結果も踏まえて方針を策定する

川越市立小・中学校の水泳授業及びプール施設のあり方について（令和4年12月）



試行期間（令和5年度から7年度）

- ・公設・民設のプール施設を活用した水泳指導を委託すること
- ・複数の学校でプール施設を共有すること

川越市立小・中学校の水泳授業及びプール施設のあり方に関する基本方針

### 3 現状

#### (1) 水泳授業について

学習指導要領に基づき、実技指導を中心とした水泳授業を実施している。

#### (2) 水泳授業におけるアンケート調査について

令和4年7月に市内小中学校の校長及び体育主任へ水泳授業における課題についてアンケートを実施した。

○水泳授業を行う上での課題

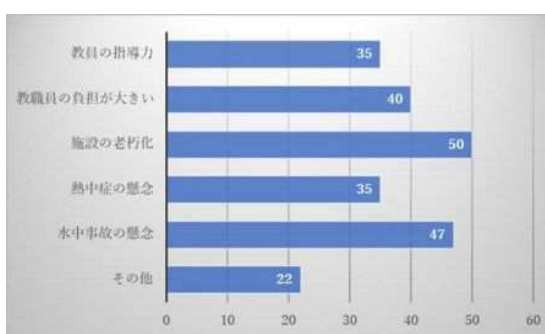
最も多かったのが「施設の老朽化」であり、続いて「水中事故の懸念」「教職員の負担が大きい」となっている。

また、自由記述の欄においては、「命を守る術を学ぶ上でも水泳指導を義務教育で行うことは、重要である」との意見もある中、「プール施設

の老朽化で、児童生徒の安全確保のため点検回数が増えている」「指導以外に熱中症や老朽化した施設の安全確認等、教職員の負担が大きい」との意見もあり、水泳授業における教職員の負担を訴える声が多かった。

以上のことから、次のような課題が挙げられる。

- ・天候に影響されるため、予定通りの授業が実施できない。
- ・暑さの影響で水泳授業が中止となることがある等、児童生徒の水泳を学ぶ機会が減少している。
- ・授業者以外に、安全確保のための見守りや見学する児童生徒への対応等の人員を確保しなければならない。
- ・施設の老朽化により、児童生徒の安全確保のために、より丁寧に点検する必要がある等、施設を管理する教職員の負担が増している。



#### (3) 授業時数について

各学校で、埼玉県教育委員会が作成した「教育課程編成要領」に示された指導計画例を基に授業時数を計画しており、令和6年度は小学校32校では平均10時間、中学校22校では平均9時間の授業時数を計画していた。

しかし、実際に行われた授業時数は、雨天や高気温などの天候による影響や、プール施設修繕等の理由により、小学校32校では平均9時間、中学校22校では平均8時間であった。

#### (4) 施設の維持管理について

本市の小中学校のプール施設の多くが、昭和40年代から50年代にか

けて建築され、小・中学校全 54 校のうち、平成 14 年度に移転開校した 1 校を除く、53 校が築後 30 年以上経過しており、うち小学校 21 校、中学校 6 校は築後 50 年以上経過している。

これまで、プール槽、プールサイド、付属棟、ろ過装置などの部分的な改修工事は行ってきたものの、改修してからも期間が経過しているため、プール槽防水シートの亀裂、プールサイドシートの剥がれ、付属棟外壁の劣化、ろ過装置の故障などの不具合が生じている。また、給排水管や循環配管などの設備は、ほとんどの学校で改修を行っていないため、配管からの漏水が発生している。

小中学校施設は、老朽化が進行している校舎や体育館の改修工事を優先して進めていることもあり、使用頻度の低いプール施設は予算的にも予防保全を行うことが難しく、不具合が起きたときに応急的な修繕で対応となっており、今後、プール施設の改修工事について、どのように対応していくかが課題である。



プール槽  
※防水シートの亀裂、浮き。



プールサイド  
※シートの亀裂、剥がれ



付属棟  
※外壁のひび割れ、塗装の剥がれ



給排水設備  
※配管からの漏水

## 【参考】コストの比較

### (1) プール更新に係る総費用

#### ① プール更新に係る費用（1校あたり）

A	プール解体費	30,373,000円
B	プール建設費	209,209,000円
C	合計	239,582,000円

※川口市立新郷小学校プール改築工事を参照（令和3年度～令和4年度）

#### 【財源内訳】

国費 : 21,255,000円（学校施設環境改善交付金）  
 市債 : 170,000,000円（学校教育施設等整備事業債）  
 一般財源 : 48,327,000円

#### ② プールの維持管理に係る費用（1校あたり）

A	修繕・ろ過装置の保守管理業務委託	275,000円
B	水質維持管理費（薬剤費、水質検査費等）	79,000円
C	光熱水費	404,000円
D	合計	758,000円

※令和4年度、令和5年度、令和6年度の決算額の平均を算出

参考：プールの修繕は必要最小限の範囲を補修した費用である。特に、劣化が著しいプールサイドの予防保全を行った場合、1校あたり約1千万円の費用がかかる。また、近年、年間1～2校のプールの循環配管から漏水が発生している。配管を修繕すると、1校約350万円の費用がかかる。

#### ③ プール更新に係る総費用（1校あたり）

A	プール更新に係る費用	239,582,000円
B	プール維持管理費に係る費用	758,000円
C	30年間で係る費用（A+B×30年）	262,322,000円
D	1年平均の想定費用（C÷30年）	8,744,067円

### (2) 民間施設を活用した水泳授業を実施した場合の総費用

#### ① 民間施設を活用した場合の費用（令和7年度契約時）

民間施設名	人数	施設利用料及び指導料	バス経費	合計
セントラルスイム クラブ川越店 (セントラルスポーツ 株式会社)	731人	4,471,720円	—	4,471,720円

イトマンスポーツ スクエア南古谷店 (株式会社イトマン スポーツウェルネス)	924人	5,404,080円	4,622,200円	10,026,280円
川越スイミング クラブ (株式会社シンワ・ス ポーツ・サービス)	611人	2,942,940円	2,200,000円	5,142,940円
	682人	4,818,660円	2,970,000円	7,788,660円
なぐわし公園PiKOA 室内プール (コナミススポーツ株式 会社)	163人	1,290,960円	1,056,000円	2,346,969円
	3,111人	18,928,360円	10,848,200円	29,776,569円
1人あたりの年間費用				9,572円

## ②民間施設を活用した場合の総費用

A	1人あたりの年間費用	9,572円
B	1校あたりの年間費用 (A×465人) ※1	4,450,980円
C	プール解体費	30,373,000円
D	30年間で係る費用 (B×30年+C)	163,902,400円
E	1校あたりの年間想定費用 (D÷30年)	5,463,414円

※1 令和7年5月1日現在の川越市の児童生徒数25,100人÷54校≒465人

## (3) 1校あたりのコスト比較

	①プール更新	②民間活用	差し引き (①-②)
年間費用	8,789,000円	7,075,000円	1,714,000円
30年間の総費用	263,672,000円	212,250,000円	51,422,000円

## 4 課題

### (1) 不安定な水泳授業の実施について

屋外の学校プールでの水泳授業は天候に左右される。近年は気温や水温が低い場合だけでなく、高温の場合でも熱中症の危険性を考慮し、中止している場合もあることから、計画的に授業を実施していくことは難しい状況になっている。

### (2) 指導者の不足について

学級担任制の小学校において、水泳指導が可能な教職員が限られるため、十分な能力別指導が難しい状況であり、水泳授業の安全管理に係る人手も足らず、管理職である校長や教頭も、監視役として従事していることもある。

### (3) 教職員の負担軽減について

水泳授業の実施時に、教職員が監視員として事故防止等安全管理について徹底を図っているが、こうした対策に伴う教職員への負担が課題となっている。

また、使用開始前のプール清掃は勤労奉仕活動として児童・生徒が一部協力して実施しているが、ろ過装置の開設に伴う点検等の専門的業務を除いて外部委託はされておらず、原則全て教職員が実施している。

### (4) 財政負担について

現在と同規模でプール施設を更新する場合、1校あたり約2.4億円の経費が掛かると見込まれる。また、修繕・ろ過装置の保守点検の経費、薬剤費や水質検査費等の水質維持管理費、光熱水費については、毎年1校あたり平均76万円（令和4年度から6年度実績）であるが、修繕については、必要最小限の範囲を補修した費用であり、今後の老朽化に伴い、本格的に修繕する場合には、更に増加が見込まれる。

### (5) プール施設の老朽化について

プール槽防水シートの亀裂、プールサイドシートの剥がれ、付属棟外壁の劣化、ろ過装置の故障などの不具合が生じている。また、給排水管や循環配管などの設備は、ほとんどの学校で改修を行っていないため、配管からの漏水が発生しているケースもある。現状のまま放置すれば、児童生徒の怪我や大規模な漏水事故にもつながる可能性がある。

## 5 令和5年度から7年度実施のモデル校による検証

より効率的で効果的な水泳授業にするために、地域の人的・物的資源の活用について検討を進めていく必要があるため、「公設・民設のプール施設を活用した水泳指導を委託すること」について検証を実施した。

また、プール施設を集約することで、使用するプール施設の維持のための修繕等の充実に資するために、「複数の学校でプール施設を共有すること」について検証を実施した。

### (1) モデル事業の概要

#### ①委託事業について

#### ○目的

体育科における水遊び（1・2年生）及び水泳運動（3～6年生）における指導を民間スポーツクラブに業務委託することにより、水泳施設及び指導業務を確保し、以下に記す効果を得ることで、効率的効果的で円滑的な水泳指導に資すること。

#### ○期待される効果

- ・天候に左右されない計画的な水泳授業の実施

- ・専門性の高いインストラクターの指導による児童の泳力の向上
- ・児童の安全の確保・学校プールの維持管理費、改修・更新費用等に係る経費削減

### ○モデル校・実施場所・期間

モデル校 令和7年度児童数	実施場所	期間		
		令和5年度*2	令和6年度	令和7年度
仙波小学校 児童数：731人	セントラルスイム クラブ川越店 (セントラルスポーツ株式会社)	令和5年5月15日 から 令和5年7月10日 まで	令和6年5月13日 から 令和6年12月10日 まで	令和7年5月12日 から 令和7年12月16日 まで
南古谷小学校 児童数：924人	イトマンスポーツ スクエア南古谷店 (株式会社イトマンスポーツウェルネス)*1	令和5年5月25日 から 令和5年7月6日 まで	令和6年5月9日 から 令和6年12月5日 まで	令和7年5月8日 から 令和7年11月20日 まで
新宿小学校 児童数：611人	川越スイミング クラブ (株式会社シンワ・スポーツ・サービス)			令和7年6月9日 から 令和7年7月7日 まで
武蔵野小学校 児童数：682人				令和7年9月8日 から 令和7年12月15日 まで
上戸小学校 児童数：163人 ※第4及び5学年のみ実施	なぐわし公園 PiKOA 室内プール (コナミスポーツ株式会社)			令和7年9月10日 から 令和7年10月8日 まで

\*1 「株式会社イトマンスポーツウェルネス」は、令和6年12月に「株式会社ダンロップスポーツウェルネス」から社名変更

\*2 「令和5年度」の実施については、仙波小と南古谷小の第5及び第6学年のみ実施

### ○水泳指導時数

2単位時間を通じて、8コマ分の水泳領域の時数を確保した上で、体育科における水遊び及び水泳運動における指導については、原則、1学年につき4回（1回60分程度）の指導時間を確保する。

なお、移動時間及び着替え等準備、片付けに要する時間は指導時間に含めない。

### ○指導方法

児童をグループ分けし、泳力別の指導を行う。各グループには、インストラクターを1名以上配置し、教員とのチームティーチングによる水泳指導を行う。また、安全面に十分配慮し、常時1名以上に監視員を配置する。

### ○施設

実施校からの移動時間は、概ね10分以内の水泳施設とする。

## ○移動手段

移動手段として、バス会社に業務委託することにより大型バスを必要台数確保し、バスの運行については、安全管理及び点検をした上で、実施校から水泳施設の敷地内までとする。なお、施設から近い仙波小については徒歩での移動としている。

## ②共用事業について

### ○目的・期待される効果

学校プール施設を複数の学校で共用することにより、小・中学校プール施設の全体での維持管理費、改修・更新費用等に係る経費削減を図り、使用する学校プール施設の維持のための修繕等の充実に資する。

### ○モデル校・実施場所・移動方法・期間

学校プール施設を複数の学校で共用することについては、例えば、福原小・中や霞ヶ関東小・中、川越西小・中など、施設が隣接している学校であれば、児童生徒の移動時間や移動時の安全確保といったデメリットがなくなることから、以下のとおりモデル校を設定した。

モデル校	実施場所	移動方法	期間
福原小学校 福原中学校	福原中学校プール 福原小学校プール	徒歩	令和5年7月5日 (1回)

## (3) 成果と課題

モデル事業実施後が、該当小中学校の教員と児童生徒を対象としたアンケート調査を実施した。アンケート調査は、以下の【検証の視点】に基づいて項目が設定されたものであり、アンケート調査の結果から成果と課題を抽出しました。

### 【検証の視点】

#### ①委託事業

- ・年間指導計画における実施可能な時期
- ・移動時間により教育課程に影響のでない実現可能な距離
- ・移動手段（徒歩、バス）
- ・移動中及び授業中の安全面の確保
- ・学校と委託先との事前の打合せ事項

#### ②共用事業

- ・移動時間による前後の教育課程への影響

- ・水深が異なることによる安全面の課題
- ・2校間の時間割の調整
- ・2校間の施設の管理体制の調整

#### <業務委託について>

##### ① 成果

#### <教職員>

- ・水泳指導の委託により、安全管理に係る人員の確保、泳力別指導、計画的な水泳授業などについて改善が期待できると回答している。
- ・市民プール等を活用することにより、プール施設の維持管理や水張り等の授業準備等の負担が軽減されると回答している。

#### <児童>

- ・インストラクターが分かりやすく教えてくれたから泳ぎやすかった。
- ・温水（屋内）など、施設・設備が整っていたから泳ぎやすかった。

##### ② 課題

#### <教職員>

- ・着替え、移動等を含めると3時間分捻出することになるので影響が大きかった。（バス移動）

#### <児童>

- ・重いプールバックと水筒をもって移動するのが疲れた。（徒歩移動 若干名）
- ・外が暑かったので疲れた。（徒歩移動 若干名）
- ・バス酔いした。（バス移動 若干名）

#### 【総括】

委託事業では、民間施設を活用した水泳指導を実施した。民間施設を活用することにより、次のような利点があった。

- ① 当該校における指導者に加え、民間施設のスタッフも指導の支援に入ること、複数の人数で水泳指導を行うことができ、より安全且つ専門的な指導をすることができた。
- ② 室温、水温が一定に保たれているため、天候等に左右されることなく水泳指導を行うことができた。
- ③ 民間施設を利用するため、施設管理に関して教職員に負担がなかった。

課題に関しては、事前の民間施設との日程調整や年間授業時数と時間割の調整が必要だと考えられる。また、バスでの移動をする際には、バスの確保やバス会社との打合せも必要となる。しかしながら、全体的に利点と考えられる事項のほうが多く、今後、民間施設との距離が近く、活用が可能な学校については、委託事業の導入を進めていくことが有効であると考えられる。その際に、インストラクターの活用については、民間施設を活用できない学校に対しても派遣をするなどの方法も考えて必要がある。

### <共用事業について>

#### ① 成果

##### <教職員>

- ・水道代の節約。
- ・水の管理の手間が減る。
- ・財政的観点からは、市の施設管理の費用を削減することができ、1つのプールを重点的に維持管理することができる。

##### <児童生徒>

- ・慣れているプールなので、安心して泳げた。(中学1年生)

#### ② 課題

##### <教職員>

- ・水深の調節が大変である。
- ・時間割の調整が難しい。
- ・下に台等がないので、プールから上がる際に児童に負担がかかり、怪我の危険性がある。

##### <児童>

- ・水位が高いから、安心して泳げなかった。
- ・深かったので、おぼれそうだった。
- ・深いからプールサイドに戻りづらい。

#### 【総括】

小・中学校におけるプール施設の共用については、現状の施設を使用する場合は、最深部が1 m以下である小学校のプールを使う方が望ましいと考えられる。その際には、水深が浅いことから、体の大きな中学生に注意喚起が必要である。中学校の施設を使用する場合は、プール壁面に中段をつけ、プールサイドの出入

りを容易にする改修や、水深調整を容易にできる仕組みの導入が必要だと考えられる。

また、移動距離や手段、時間割の調整に課題があると考えられるが、水深の調整が必要のない同じ校種間でのプール施設の共用についても、今後検証の実施も含め、前向きに検討する必要があると思われる。

## 6 水泳授業及びプール施設の在り方に関する基本的な考え方

### (1) 基本的な考え方

義務教育で「泳ぐ」ということを指導することは、児童生徒に一生涯親しめるスポーツとしての水泳を体験させるだけでなく、水の事故から身を守る運動を学ばせる機会であって、高い教育的効果を持つものである。

また、学習指導要領における「体育」の身に付けさせる「知識及び技能」について、第5学年及び第6学年の内容の例示として「25～50m程度を目安としたクロール」「25～50m程度を目安とした平泳ぎ」と示されている中で、川越市小学校体育連盟が市立小学校に在籍する児童を対象に調査している泳力調査（図1）によると、令和6年度はクロールで25m以上が泳ぐことができる児童の割合は男子54%、女子43%、平泳ぎで25m以上が泳ぐことができる児童の割合は男子42%、女子35%であったことから、市立小・中学校での水泳の指導については、今後も教育課程に位置づけ、実技としての授業を適切に実施する。

【図1】川越市立小学校の児童の泳力について（川越市小学校体育連盟からの情報提供）

平成24年度から令和6年度の25m以上が泳ぐことができる小学校6年生児童の割合

	平24	平25	平26	平27	平28	平29	令5	令6
クロール男子	73%	73%	71%	76%	73%	70%	47%	54%
クロール女子	72%	68%	67%	69%	71%	61%	47%	43%
平泳ぎ男子	60%	54%	54%	60%	55%	55%	35%	42%
平泳ぎ女子	58%	49%	51%	47%	50%	44%	35%	35%

※令和元年度から令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、調査中止

(2) 水泳指導及びプール施設のあり方

水泳指導及びプール施設のあり方については、小学校と中学校と異なることから校種別に整理する。

	小学校	中学校
水泳指導	全学年で、民間委託またはインストラクターの派遣により実施 ・民間委託：10校 ・インストラクターの派遣：22校 ※段階的に実施	従来通り、各校のプールで実施
施設	<民間委託> 大規模な改修・修繕は行わず、解体を検討 <インストラクターの派遣> ・1校1プールを維持 ※近隣の学校でのプールの共用は行わない	1校1プールを維持

<中学校の扱いについて>

中学校は、時間割の調整や民間施設への移動に伴う課題等が多いことや、学校プールを部活動で利用している学校があること、周辺の民間施設数やインストラクターの数などを踏まえ、民間プール施設の活用・インストラクターの派遣は行わない。

7 小学校における水泳指導の今後の取組

(1) 民間プール施設を活用した水泳指導を行う学校（10校）

民間施設名	学校
セントラルスイムクラブ川越	仙波小
イトマンスポーツスクエア南古谷	南古谷小・古谷小・牛子小
川越スイミングスクール	武蔵野小・新宿小 大塚小・大東東小※2
コナミスポーツクラブ※1	上戸小・名細小※2

※1 コナミスポーツクラブについては、なぐわし公園 PiKOA 室内プールまたは川越店にて実施する。

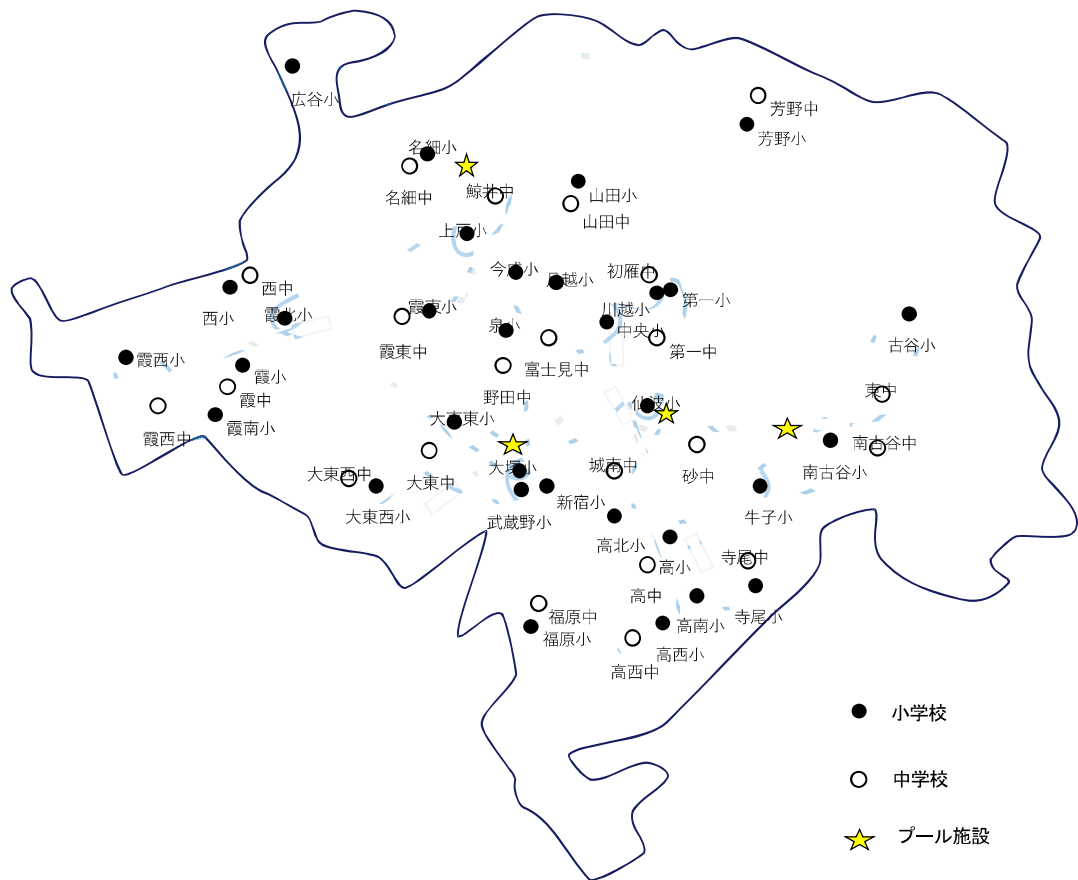
※2 民間施設との調整上、すぐに実施ができないことが想定される。

(2) 学校プールでインストラクターの派遣による水泳指導を行う学校

(22校)

※派遣可能なインストラクターの数を派遣元と調整しながら、段階的に実施校を増やしていく。

## 【参考】市立小・中学校と民間プール施設の位置



## 8 学校プール施設の共用について

学校プール施設については、民間プール施設を活用しない場合には、1校1プールを維持することを基本とするが、学校プールの改築や維持管理における経費の削減が見込まれる。しかしながら、水深による安全の確保や時間割の調整等の課題が見受けられるため引き続き検討が必要である。